

国の研究開発評価に関する大綱的指針

平成17年3月29日

内閣総理大臣決定

国の研究開発評価に関する大綱的指針

平成17年3月29日
内閣総理大臣決定

国の研究開発評価に関する大綱的指針を別冊のとおり定める。

なお、国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成13年11月28日 内閣総理大臣決定）は廃止する。

別冊

国の研究開発評価に関する大綱的指針

(目 次)

はじめに	-----	1
第1章 基本的考え方	-----	3
1. 評価の意義	-----	3
2. 本指針の適用範囲	-----	3
3. 評価関係者の責務	-----	3
(1) 研究開発実施・推進主体の責務	-----	3
(2) 評価者の責務	-----	4
(3) 研究者等の責務	-----	4
4. 評価システム改革の方向	-----	5
5. 本指針のフォローアップ等	-----	5
第2章 評価実施上の共通原則	-----	6
1. 評価対象の設定	-----	6
2. 評価目的の設定	-----	6
3. 評価者の選任	-----	6
4. 評価時期の設定	-----	8
5. 評価方法の設定	-----	9
(1) 評価手法	-----	9
(2) 評価の観点	-----	10
(3) 評価項目・評価基準	-----	11
(4) 柔軟な評価方法の設定	-----	11
(5) 評価に伴う過重な作業負担の回避	-----	12
6. 評価結果の取扱い	-----	13
(1) 評価結果の活用	-----	13
(2) 評価結果等の被評価者への開示	-----	14
(3) 研究開発評価の公表等	-----	14

7. 効果的・効率的な評価システムの運営	-----	15
(1) 重層構造における評価の運営	-----	15
(2) 時系列的な評価の運営	-----	16
(3) 評価システムのレビュー	-----	17
8. 評価実施体制の充実	-----	17
(1) 評価人材の養成・確保と評価の高度化	-----	17
(2) データベースの整備と効率的な評価のための 電子システムの導入	-----	18
第3章 評価対象別の留意事項	-----	19
1. 研究開発施策の評価	-----	19
2. 研究開発課題の評価	-----	19
(1) 競争的研究資金による課題	-----	20
(2) 重点的資金による課題	-----	20
(3) 基盤的資金による課題	-----	21
3. 研究開発機関等の評価	-----	21
4. 研究者等の業績の評価	-----	22

はじめに

我が国は、科学技術創造立国の実現を目指して、「科学技術基本法」(平成7年法律第130号)を制定した。本法に基づき第1期科学技術基本計画(平成8年7月 閣議決定)、第2期科学技術基本計画(平成13年3月 閣議決定)が策定された。第2期科学技術基本計画においては、社会・経済をめぐる課題を解決するとともに、知の創造と活用により世界に貢献する等、国の持続的発展や国際的地位にふさわしい国の姿を実現するためには、科学技術の戦略的重点化、科学技術システムの改革、科学技術活動の国際化の推進の重要政策が不可欠であるとされ、優れた成果を生み出す科学技術システムを実現するための柱の一つとして、評価システムの改革が挙げられている。

研究開発評価については、第1期科学技術基本計画に基づき、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成9年8月 内閣総理大臣決定)を策定するとともに、第2期科学技術基本計画に基づき、新たに「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成13年11月 内閣総理大臣決定。以下「旧大綱的指針」という。)を策定し、研究開発評価システムの改革を進める中で、公正・透明な評価の着実な実施とその質の向上、評価結果の資源配分への適切な反映、評価に必要な資源の確保と評価体制の整備等を図ってきた。今般、総合科学技術会議において、旧大綱的指針のフォローアップが行われ、評価システムの改革の進展や評価の一定の定着が明らかになった一方、改革の進展がなお不十分な点や評価の実施に伴う新たな課題も明らかになり、今後、①創造への挑戦を励まし成果を問う評価、②世界水準の信頼できる評価、及び③活用され変革を促す評価を目指すという改善方向も提言された。本指針は、これを受けて旧大綱的指針を発展的に見直したものである。

本指針による評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づく政策評価と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものである。本指針は、政策評価に求められている諸要素を踏まえ、さらに、研究開発の特性を考慮したもので

ある。本指針による評価の実施に当たっては、同法に基づく政策評価と整合するように取り組むこととする。また、研究開発機関等の評価のうち、独立行政法人研究機関(研究開発資金を配分する法人を含む。)については「独立行政法人通則法」(平成11年法律第103号)に基づく評価、さらに国立大学法人及び大学共同利用機関法人については「国立大学法人法」(平成15年法律第112号)に基づく評価と整合するように取り組むこととする。

本指針は、研究開発に関する評価について基本的な方針を示したガイドラインとして定めたものであり、各種の評価を実施又は運営する主体がその特性や研究開発の性格に応じてこれに沿った評価を実施・運営することによって、研究開発に適した効率的で質の高い評価が行われ、優れた研究開発が効果的・効率的に行われることを目指すものである。

本指針は評価実施主体である研究開発実施・推進主体(注1)又は本指針が対象とする研究開発について第三者評価を行う機関(第三者評価機関：注2)が行う評価について適用される。各府省は、本指針に沿って、評価方法等を定めた具体的な指針を策定することとする。また、研究開発機関等及び第三者評価機関は、本指針及び各府省の指針に沿って、明確なルールを定め、各機関や対象となる研究開発等の特徴、性格を踏まえた適切な評価を実施することとする。

(注1) 研究開発実施・推進主体としては、次のものが想定される。

- ・各府省
- ・大学(国公私立を含む。)及び大学共同利用機関、独立行政法人研究機関(研究開発資金を配分する法人を含む。以下同じ。)、国立試験研究機関等

(注2) 第三者評価機関としては、次のものが想定される。

- ・総合科学技術会議
- ・独立行政法人評価委員会、国立大学法人評価委員会、大学評価・学位授与機構等

第1章 基本的考え方

1. 評価の意義

評価は、国際的に高い水準の研究開発、社会・経済に貢献できる研究開発、新しい学問領域を拓く研究開発等の優れた研究開発を効果的・効率的に推進するために実施する。評価の意義は、次のとおりである。

- ①評価を適切かつ公正に行うことにより、研究者の創造性が十分に発揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出を実現することができる。
- ②評価を支援的に行うことにより、研究開発の前進や質の向上、独創的で有望な優れた研究開発や研究者の発掘、研究者の意欲の向上、より良い政策・施策の形成等の効果が得られる。
- ③評価結果を積極的に公表し、優れた研究開発を社会に周知することにより、研究開発に国費を投入していくことに関し、国民に対する説明責任を果たし、広く国民の理解と支持が得られる。
- ④評価結果を適切に予算、人材等の資源配分に反映することにより、研究開発を重点的・効率的に行うことができる。

2. 本指針の適用範囲

本指針が対象とする研究開発評価とは、①研究開発施策、②研究開発課題、③研究開発機関等及び④研究者等の業績の評価を指す。研究開発の範囲は、国費を用いて実施される研究開発全般とする。具体的には、各府省、大学(国公立を含む。)及び大学共同利用機関(以下「大学等」という。)、独立行政法人研究機関並びに国立試験研究機関等の研究開発実施・推進主体が自ら実施又は推進する研究開発が対象となる。また、民間機関や公設試験研究機関等で国費の支出を受けて実施される研究開発、国費により海外で実施される研究開発等も対象とする。

3. 評価関係者の責務

(1) 研究開発実施・推進主体の責務

研究開発実施・推進主体は、本指針を踏まえ、評価のための具体的な仕組み(評価指針等の策定、評価委員会の設置等)を整備し、厳正な

評価を実施するとともに、その評価結果を適切に活用し、また、国民に対して評価結果とその反映状況について積極的な情報の提供を図る。その際、研究者が高い目標に挑戦するなどを通じその能力が十分発揮されるよう促し、研究開発の質の向上や効率化を図るとともに、評価実施に伴う作業負担により研究者が本来の研究開発活動のための時間や労力を著しく費やすことのないよう留意する。また、各府省においては、評価の実施及び評価結果の活用が適正かつ責任を持って行われるよう、所管官庁としての責務の重要性も十分に認識しなければならない。

(2) 評価者の責務

評価者は、評価に当たり、評価対象を正しく理解することに努めた上で、公平・公正で厳正な評価を行うべきことを常に認識し、研究開発実施に伴う研究者の責任を厳しく問う姿勢を持つとともに、独創的で有望な優れた研究者や研究開発を発掘し、又はさらに伸ばしてより良いものとなるように、適切な助言を行う。また、自らの評価結果が、後の評価者によって評価されることになるとともに、最終的には国民によって評価されるものであることを十分に認識しなければならない。

(3) 研究者等の責務

研究者等(評価対象が研究開発施策の場合、被評価者となるその施策の実施者を含む。)は、国費による研究開発を行うに際し、意欲的な研究開発課題等に積極的に挑戦すること、研究開発の成果を挙げること、研究開発の成果が最終的には納税者である国民・社会に還元されるよう図ること、あるいは成果が出ない場合には評価を通じて課される説明責任や結果責任を重く受け止めること等、その責任を十分に自覚することが極めて重要である。また、研究開発活動の一環として評価の重要性を十分に認識し、自らの係わる研究開発活動について評価者の正しい理解が得られるように、十分かつ正確に説明又は情報提供をするなど、積極的に評価に協力する。さらに、研究者は、専門的見地からの評価が重要な役割を果たすものであることを十分に認識し、評価に積極的に参加する。